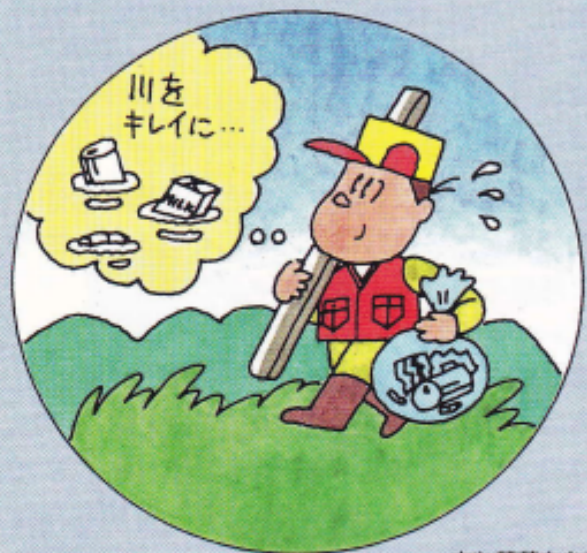
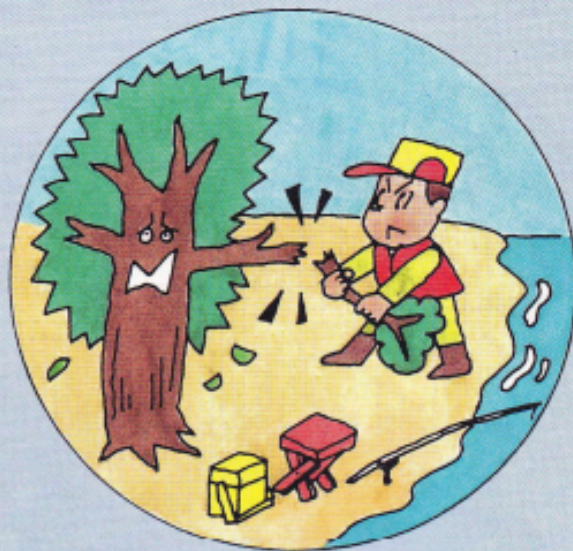


● 美しい自然をいつまでも守るように

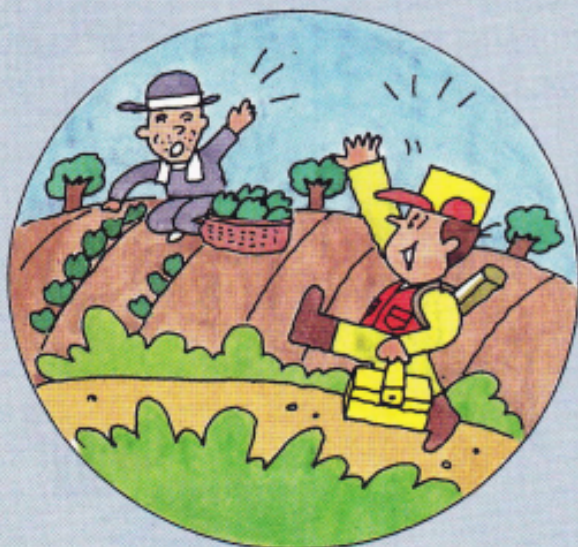


釣りの仕掛けや弁当がら、空きカンなどゴミは、釣りに捨てないで、自分で持ち帰りましょう。

木や草花をむやみに折ったり、取ったりしないようにしましょう。



田畑や山林を通って釣り場に行くことがありますが、土地の人が大切に育てている農作物や樹木を無断で取ったり折ったり、また踏み荒したりしないようにしましょう。

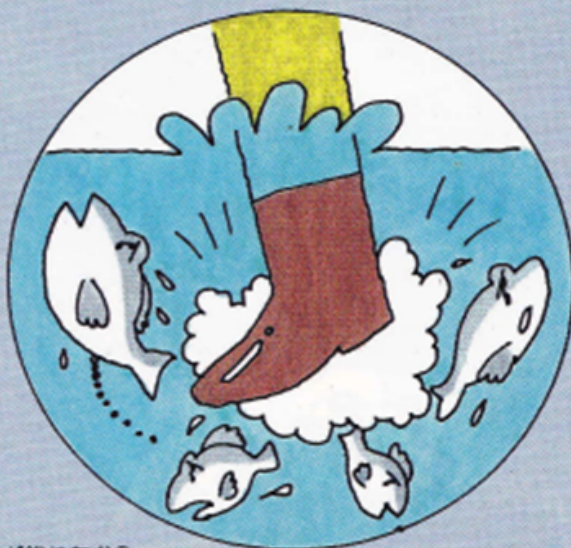


● 魚たちを守ってあげるように



子供の魚を釣るのは、絶対やめましょう。もし釣れた場合は、魚の体をいためないようにして、水にかえしてやりましょう。

魚の産卵場所や生息場所はこわさないようにしましょう。



目的以外の魚が釣れたからといってむやみに殺したりせず、水にかえしてやりましょう。

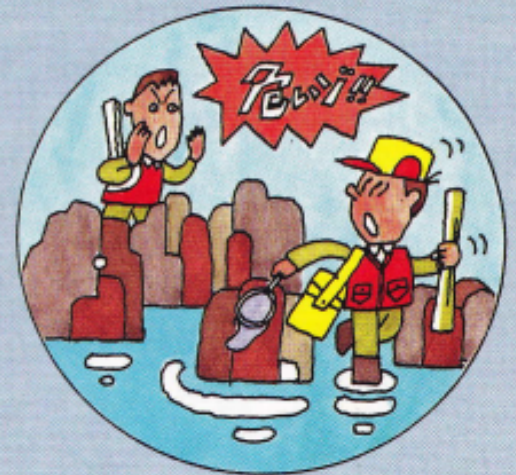


● 安全な魚釣りを心がけるように

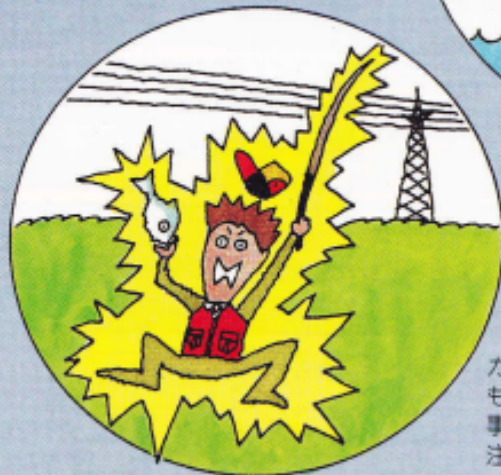
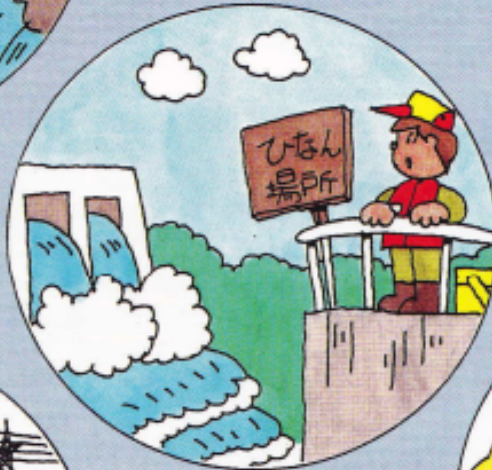


ひとりで行動しないで、仲間と一緒にいきましょう。

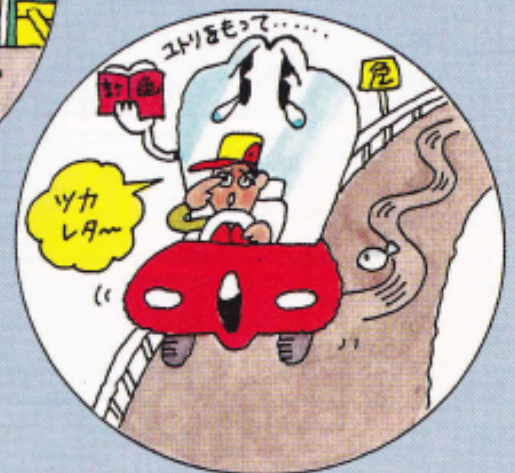
ダム放水や上流での降雨により急激に増水することがあります。そのような場合は、早めに安全な場所へ退避しましょう。



危険な場所では、釣りをしないようにしましょう。



カーボンロッドの普及とともに増えているのが感電事故。雷や頭上の電線には注意しましょう。



釣りの計画は、余裕をもった予定をたてましょう。

● みんなが釣りを楽しむように

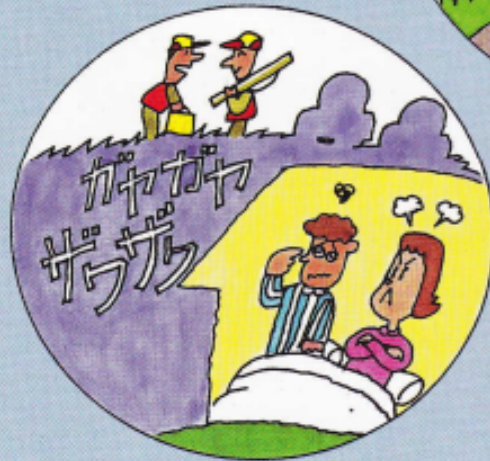
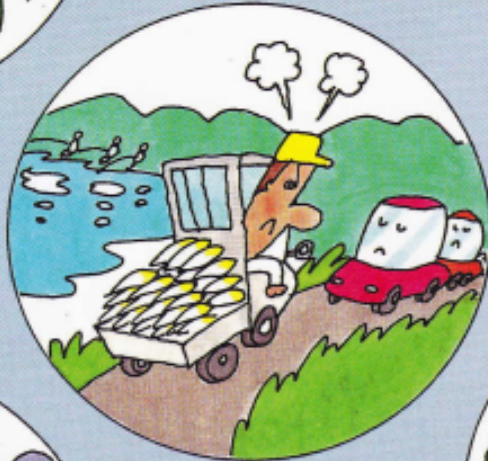


釣り場では、うしろや左右の人のじゃまにならないようにしましょう。

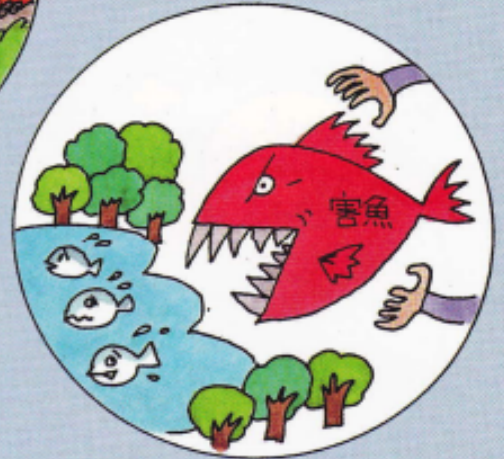
釣り場へは車で行くことが殆んどですが、駐車する場所は、地元の人々の生活や仕事に迷惑がかからないように、また、交通の妨げにならないように注意して釣しましょう。



良く釣れるからといって、その場所をひとり占めにしたり、逆に割り込んでいってよくトラブルが起きますが、お互い迷惑がかからないよう、仲よく、楽しく釣るようにしましょう。



あゆ釣りの解禁日などは深夜より賑わうことがありますが、地元の人々の就寝に迷惑がかからないようにしましょう。



その土地で害魚といわれている魚は、決して移さないようにしましょう。

# 岐阜県漁業調整規則(抜粋)

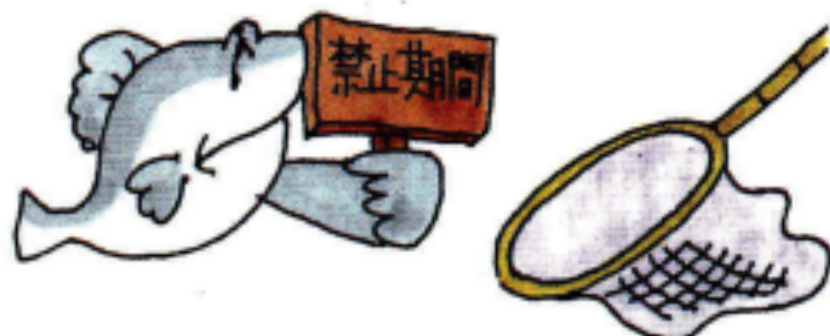
## ① 禁止期間

魚の産卵期及び成長期の間を保護するため、次のように魚類等の採捕禁止期間が定められています。

水産物名	禁 止 期 間	
あゆ	1月1日から5月10日まで	ただし、漁業協同組合によっては、禁止期間を左記より延長することがありますので注意して下さい。
あまご	9月10日から翌年1月31日まで	
やまめ	同 上	
いわな	同 上	
うぐい	4月1日から5月31日まで	ただし、長良川籍板取川合流点から下流、揖斐川西平えん堤から下流及び、藪川(根尾川)山口えん堤から下流を除きます。
しじみ	5月10日から7月31日まで	

〔注意〕 上記禁止期間中採捕した魚類等を所持し、又は販売した違反者については、県漁業調整規則の規定により、6ヶ月以下の懲役若しくは10万円以下の罰金に処せられますので、注意して下さい。

なお、採捕の禁止とは、採捕する行為を禁止するものですので、禁止期間中にこれらの採捕行為を行った場合は、たとえ対象の魚貝類を採らなくても罰せられますので、特に注意して下さい。



## ② 全長の制限

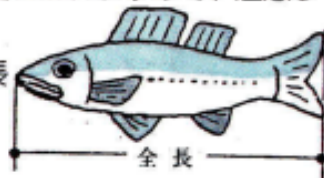
幼魚や稚魚は、成魚となって繁殖力を持つまでは、保護することが必要です。

魚種により、その大きさは異なりますが、下表の大きさ以下の魚を採捕することは、禁止していますので、もし採捕した場合は、必ず再放流して下さい。

魚種名	魚の大きさ(全長)	備考
あまご	15センチメートル以下	左記の魚の放産した卵を採捕することは、禁止しています。
やまめ	同上	
いわな	同上	
こい	20センチメートル以下	
ふな	6センチメートル以下	
うなぎ	30センチメートル以下	
うぐい	10センチメートル以下	

〔注意〕上記大きさ以下の魚を採捕したものを所持し、又は販売した違反者については、県漁業調整規則の規定により、6ヶ月以下の懲役若しくは10万円以下の罰金に処せられますので、注意して下さい。

「全長」とは、右の長さをいいます。



## ③ 漁具漁法の制限及び禁止

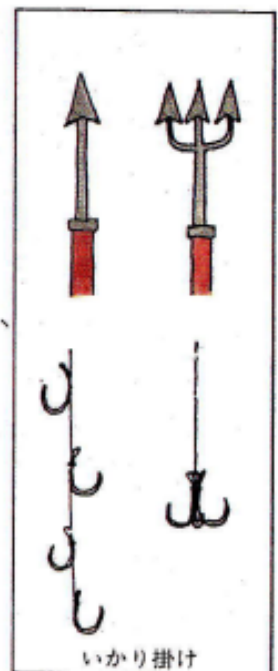
次に掲げる漁具又は漁法により魚を採捕しますと、幼魚から成魚まであらゆる魚が根こそぎ採捕され、魚資源が減るおそれがあります。また、取扱いによっては、危険を伴いますので、その漁具漁法を全面禁止又は、期間禁止にしています。

### (1) 全面禁止漁具漁法

- ① 水中に「電流」を通じ  
てする漁法
- ② 「ガラスピン」、「おけ  
ぶせ」を用いてする漁  
法
- ③ 「水中銃」を用いてす  
る漁法
- ④ 瀬干(川干し、替取り、  
江替えを含む)

### (2) 期間禁止漁具漁法

- ① 「いかり掛け」、「どぼ  
んこ」、「もり」、「ひし」、  
「やす」を用いてする  
漁法  
禁止期間 1月1日か  
ら8月15日まで
- ② 「あゆの汲みとり」、「濁りずくい」をする漁法  
禁止期間 5月11日から7月31日まで



〔注意〕(1)の全面禁止漁具漁法及び(2)の期間禁止漁具漁法を行った違反者は、県漁業調整規則の規定により、6ヶ月以下の懲役若しくは、10万円以下の罰金に処せられますので注意して下さい。なお(2)の期間禁止漁具漁法については、漁業協同組合によって、調整上、全面禁止していることがありますので、事前に問合せのうえ、実施して下さい。

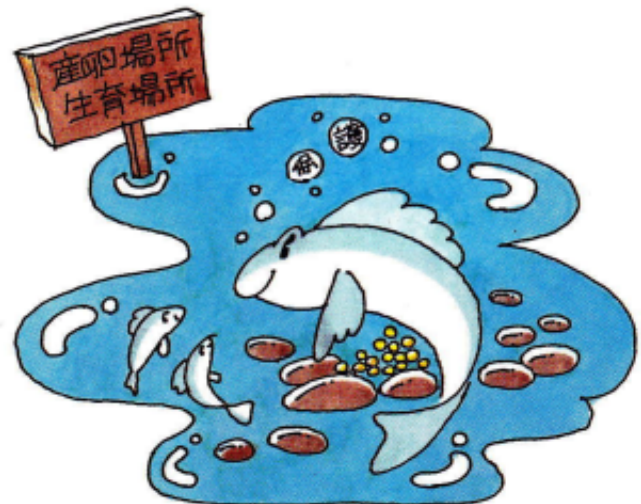


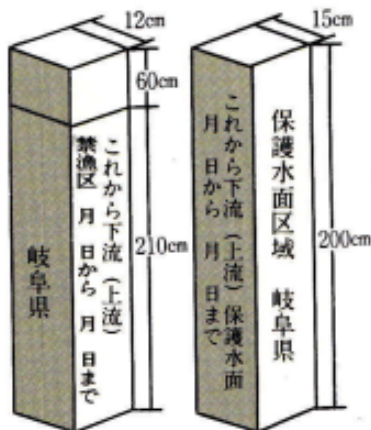
#### 4 禁止区域

河川湖沼は、海面に比べて魚の産卵適地が少ないので、産卵場所及び生育場所を採捕禁止区域とすることにより魚資源の増殖を図ることが必要です。また、えん堤の上流部及び下流部は、管理上非常に危険ですので、事故防止のため禁止区域にされています。

禁止区域の上流端及び下流端の堤防上には、図1の標柱が設置されていますので、入川する時は注意して下さい。

なお、長良川の伊自良川との合流点上流部及び揖斐川の新鷲田橋上下流部並びに大垣市万石地先には、あゆの産卵を助長するため、国から保護水面の指定を受けられています。この区域は産卵期間中禁止区域となりますので注意して下さい。なお、この保護水面には、上・下流端に図2の標柱と図3の看板がたてられています。

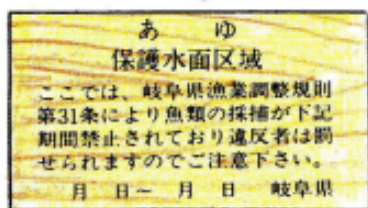




〈図1〉

〈図2〉

〔注意〕禁止区域（期間禁止区域を含む）内で魚の採捕行為をした違反者は、県漁業調整規則の規定により、6ヶ月以下の懲役若しくは10万円以下の罰金に処せられますので注意して下さい。



〈図3〉



## 5 有害物の遺棄、漏せつの禁止

魚は、河川の水質の変化に非常に敏感であり、また抵抗力が弱いため、もし有害物が河川に流れ込むと一度に多量の魚が死亡してしまいます。

したがって、魚資源の保護を図るため、水質の汚濁について制限又は禁止されています。

魚に有害な物とは、魚を死滅させる毒物の他、魚の成長を阻害し繁殖保護に著しく害を与えたり、魚体に悪臭をつけるような物をいいます。

〔注意〕魚の採捕を目的として有害物を使用した違反者は、水産資源保護法の規定により、3年以下の懲役又は200万円以下の罰金に処せられますので注意して下さい。（爆発物を使用して魚を採捕した場合も同様の違反となります。）

また、魚を採捕する意志がなくして単に有害物を水中に遺棄し、又は漏せつした違反者は県漁業調整規則の規定により、6ヶ月以下の懲役若しくは10万円以下の罰金に処せられますので注意して下さい。



資料提供・岐阜県農政部水産振興室